

重要事項説明書

(訪問看護)

様

事業者：こすもす訪問看護ステーション

1 当事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所名	こすもす訪問看護ステーション
所在地	札幌市中央区南16条西19丁目1番32
連絡先	011-522-8123
管理者名	山下 貴子
サービス種類	(介護予防) 訪問看護
介護保険指定番号	0160190385号
サービス提供地域	札幌市中央区

※サービス提供地域について、提供地域以外の方はご相談ください。

(2) 営業時間

平日	午前9:00～午後6:00
土日曜日	午前9:00～午後6:00
定休日	電話等により24時間連絡をとれる体制にしています。 12月30日から1月3日及び5月3日から5月5日の通常の訪問看護は休業となります。

(3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
看護師	看護師	2名	名	2名
看護師	准看護師	名	2名	2名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名
言語聴覚士				

2 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡など）

TEL：011-522-8123

担当者：山下 貴子

受付時間：午前10:00～午後5:00

※ご不明な点はお尋ねください。ご相談については下記機関でも受付けております。

その他（当事業所以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます）

北海道国民健康保険団体連合会	011-231-5161
中央区役所保健福祉課	011-231-2400

3 事業の目的・運営方針

(1) 目的

介護状態と認定されたご利用者様に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅においてご利用者様がより自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2) 運営方針

ご利用者様の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを、24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、ご利用者様個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4 利用料金

(1) ①利用料金(要介護)

サービス所要時間	単位	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	314単位	321円	401円	482円
30分未満	471単位	481円	601円	722円
30分以上1時間未満	823単位	840円	1,050円	1,260円
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,152円	1,440円	1,728円
理学療法士 (20分1回につき)	294単位	300円	375円	450円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

②利用料金(要支援)

※准看護師による訪問は上記単位の90/100で算定します。

サービス所要時間	単位	基本料金	夜間・早朝料金	深夜料金
20分未満	303単位	309円	386円	464円
30分未満	451単位	460円	575円	690円
30分以上1時間未満	794単位	811円	1,014円	1,218円
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,113円	1,391円	1,670円
理学療法士 (20分1回につき)	284単位	290円	362円	435円

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。

※准看護師による訪問は上記単位の90/100で算定します。

○サービスの加算料金

加算項目	単位	基本料金
初回加算	300単位	307円
特別管理加算(I)(1月につき)	500単位	511円
特別管理加算(II)(1月につき)	250単位	256円
緊急時訪問看護加算(1月につき)	600単位	613円
ターミナルケア加算(死亡月)	2,500単位	2,553円
複数名訪問加算(I)	所要時間30分未満の場合	254単位 260円
	所要時間30分以上の場合	402単位 411円
複数名訪問加算(II)	所要時間30分未満の場合	201単位 206円
	所要時間30分以上の場合	317単位 324円
長時間訪問看護加算(1回につき)	300単位	307円
退院時共同指導加算(1回につき)	600単位	613円
看護・介護職員連携強化加算(1月につき)	250単位	256円

※長時間訪問看護加算は、指定訪問看護に関して、特別な管理が必要な利用者に対し、所要時間が1時間以上1時間30分未満の指定訪問看護を行った後、引き続き指定訪問看護を行った場合であり、当該指定訪問看護の所要時間を通算したときに1時間30分以上になる場合、1回につき300単位を所定単位数に加算する。

※上記金額は介護保険1割負担分の料金となります。(一定以上所得者の負担割合は2割または3割です。介護保険負担割合証記載の負担割合でご請求します。)

※札幌市は7級地となるため、1単位=10.21円となります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

		円
--	--	---

(3) 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

実施地域を超えた時点から、片道 10km未満	550円
実施地域を超えた時点から、片道 10km以上	1,100円

(4) キャンセル料金 ※消費税非課税

①ご利用日の2日前の午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②ご利用日の2日前の午後5時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%

ご利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

(5) 利用料金などのお支払方法

毎月月末締めとし、当該月分のご利用料金を翌月末日までに請求しますので、翌々月の3日までにあらかじめ指定された方法でお支払いください。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

(2) サービスの終了

① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までに、文書でお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の30日までに、文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

④ 契約解除

- ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知すること
で、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
- ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

⑤ その他

- ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
- ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
- ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6 サービスの内容

事業の内容は次のとおりとします。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

7 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準	指定訪問看護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。	

8 事故発生時の対応

- ① 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。
- ② 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をする。
- ③ 利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、事業者が故意・過失がない場合はこの限りではありません。
- ④ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

